

○三好市成年後見制度利用支援事業実施要綱

令和5年3月30日

告示第54号

(目的)

第1条 この要綱は、判断能力が十分でない高齢者、知的障害者及び精神障害者の福祉の増進を図るため、市長が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、成年後見、保佐又は補助の開始審判の申立て（以下「審判の申立て」という。）を行う場合における手続等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(審判の申立ての要請)

第2条 次の各号に掲げる者は、前条に掲げる法律の規定に基づき、後見、保佐又は補助（以下「後見等」という。）開始の審判を必要とする状態にある者（以下「要支援者」という。）がいると判断したときは、市長に後見等開始の審判の申立要請書（様式第1号）を提出し、申立てを要請することができる。

- (1) 民生委員
- (2) 要支援者の日常生活の援護者
- (3) 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の職員
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護保険施設の職員
- (5) 介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設の職員
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する障害者相談支援事業を実施する事業所の職員
- (8) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院又は診療所の職員

(審判の申立ての範囲)

第3条 審判の申立ては、原則として次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 要支援者が三好市内に居住している場合（ただし、他の市町村の措置の被実施者を除く）
- (2) 市外に居住する要支援者が、本市の措置の被実施者等の場合

2 この要綱において「措置の被実施者」とは、以下の各号に掲げる措置等の実施を受けている者をいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条の規定に基づく住所地特例者
 - (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条の規定による介護給付費等の支給を受けている者
 - (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条の規定に基づく保護を適用されている者
 - (4) その他の法律によって措置を受けている者
- 3 前項の規定にかかわらず、要支援者の保護を図る必要があると判断される場合は関係自治体と協議を行い、審判の申立てを行うことを妨げない。

（要支援者の調査）

第4条 市長は、第2条の要請があったとき、又は要支援者を発見したときは、次の各号に掲げる事項を調査するものとする。

- (1) 要支援者の判断能力の程度
- (2) 要支援者の生活状況、資産状況及び健康状態
- (3) 要支援者の配偶者及び2親等内の親族（以下「親族等」という。）の存否並びに親族等による保護の可能性
- (4) 要支援者又は親族等による審判の申立ての意思の有無
- (5) 要支援者の福祉サービス等の利用状況及び支援の必要性

（親族等による審判の申立てへの支援）

第5条 市長は、前条の規定による調査の結果、要支援者の親族が審判の申立てを行う意思を有していることが確認されたときは、必要に応じて要支援者の状況等の情報を個人情報保護の趣旨に反しない範囲において提供し、親族等による審判の申立てに必要な支援を行うことができる。

（審判の申立て）

第6条 市長は、第4条に規定する調査をした結果、次の各号に掲げる場合において、要支援者の福祉を図るために特に必要があると認めるときは、審判の申立てを行うことができる。

- (1) 要支援者に2親等内の親族がないとき。
- (2) 要支援者に2親等内の親族があっても、審判の申立てをしないとき。
- (3) 虐待等の事実があり市長が審判の申立てを行うべきであると判断したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、明らかに市長が審判の申立てを行うべきであると判断したとき。

（審判の申立ての手続）

第7条 審判の申立てに係る申立書、添付書類及び予納すべき費用その他の手続は、本人に係る審判を管轄する家庭裁判所の定めるところによる。

(審判の申立てに要した費用の負担)

第8条 市長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、審判の申立てに係る費用（以下「審判申立て費用」という。）を負担する。

2 市長は前項の費用とは別に、必要に応じて申立準備にかかる費用を負担することができる。

(審判申立て費用等の求償)

第9条 市長は、成年後見等開始審判に基づき審判が下され、成年後見人、保佐人若しくは補助人（以下「後見人等」という。）が選任された場合には、次の各号のいずれかに該当する者を除き、後見人等を通じ要支援者に対して、審判申立て費用の求償について（様式第2号）により、審判申立て費用の全部又は一部を求償するものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者

(2) 審判申立て費用を負担することで、生活保護法に定める要保護者となる者

(3) その他、審判申立て費用の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難と認められる者

(後見人等に対する報酬の助成)

第10条 市長は、自らが審判の申立てを行った要支援のうち後見人等が確定した者であって、第11条の申請を行う日に、次の各号のいずれかに該当する者に後見人等に対する報酬（以下「報酬」という。）に関しその費用の全部又は一部を助成することができる。

(1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者

(2) 報酬を負担することで、同法第6条第2項に規定する要保護者となる者

(3) その他報酬について助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難と認められる者

2 前項に定めるもののほか、市長は、市長以外の者（他の市町村長を除く）が審判の申立てを行い親族ではない第三者である後見人等が確定した者であって、第11条の申請を行う日に、前項各号のいずれかに該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者に報酬に関しその費用の全部又は一部を助成することができる。

(1) 本人が本市に住所を有する場合。ただし、他の市町村の措置の被実施者を除く。

(2) 本人が本市に住所を有しない場合であって、本市の措置の被実施者等。

3 前2項の規定による助成の額は、家庭裁判所が決定した報酬の額（対象者の資産状況により対象者が一部を負担することができる場合は、その額を除いた額）であって、予算の範囲内で市

長が認める額とする。ただし、在宅者に対しては対象者1人当たり月額28,000円、次のアからキに掲げる施設の入所者に対しては対象者1人当たり月額18,000円を上限とする。ただし、報酬付与の審判で家庭裁判所が決定した報酬付与期間（以下「報酬付与期間」という。）中に1月に満たない期間があるときは、当該月の助成金の額は、当該月の現日数を基礎とした日割りによる額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

ア 生活保護法第38条第1項に規定する保護施設

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項に規定する療養介護、同条第10項に規定する施設入所支援、同条第17項に規定する共同生活援助又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練のサービスが提供される施設

ウ 老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム、第20条の5に規定する特別養護老人ホーム若しくは第20条の6に規定する軽費老人ホーム又は同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム

エ 介護保険法第8条第11項に規定する特定施設、同条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護が提供される施設、同条第21項に規定する地域密着型特定施設、同条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設若しくは同条第25項に規定する介護保険施設又は同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護が提供される施設

オ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項に規定する介護療養型医療施設

カ 医療法第1条の5に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所

キ その他市長が認める施設等

4 前項の規定において、報酬付与期間中に、在宅の期間と施設等利用の期間が混在する月があるときの助成金の月額、在宅の期間の日数が2分の1以上の月は28,000円とし、在宅の期間の日数が2分の1に満たない月は18,000円とする。

（助成の申請等）

第11条 前条の規定による助成を受けようとする者は、三好市成年後見制度利用支援事業報酬助成申請書（様式第3号）に必要な書類を添付して、市長に申請しなければならない。この場合において、申請することができる者は、対象者本人又は後見人等（保佐人及び補助人にあっては代理権を付与された者に限る。）とする。

2 前項の申請書の提出期限は、家庭裁判所による報酬付与の審判の決定があった日の翌日から

起算して2月以内とする。

- 3 市長は、第2項の申請があったときは、その内容を審査の上、助成の可否及び助成額を決定し、申請者に対し、三好市成年後見制度利用支援事業報酬助成決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（助成金の返還）

第12条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第13条 この要綱の実施について必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
（三好市成年後見制度における市長申立に係る要綱及び三好市成年後見制度利用支援事業実施要綱の廃止）
- 2 三好市成年後見制度における市長申立に係る要綱（平成18年三好市告示第110号）及び三好市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成18年三好市告示第44号）は、廃止する。

様式第 1 号(第 2 条関係)

年 月 日

三好市長 様

要請する人

住 所

法人名

代表者名

㊞

電話番号

後見等開始の審判の申立要請書

次の者について、三好市成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき、審判の申立てを要請します。

要支援者（対象者） 住所
氏名 性別
生年月日

要請者の身分（該当するものに○をしてください）

- 1 民生委員
- 2 要支援者の日常生活の援護者
- 3 老人福祉法第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設の職員
- 4 介護保険法第 8 条第 2 5 項に規定する介護保険施設の職員
- 5 介護保険法第 1 1 5 条の 4 6 第 1 項に規定する地域包括支援センターの職員
- 6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 1 1 項に規定する障害者支援施設の職員
- 7 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 1 8 項に規定する障害者相談支援事業を実施する事業所の職員
- 8 医療法第 1 条の 5 に規定する病院又は診療所の職員

要請する理由

第 号
年 月 日

様

三好市長

審判申立て費用の求償について

さんについては、 年(家)第 号により後見が開始されていますが、その申立てに係る費用求償については次のとおりになります。

納入について、よろしくお取り計らいください。

求償金額	
納付場所	
納付期限	
納付理由	
その他の事項	求償金額の詳細

三好市成年後見制度利用支援事業報酬助成金申請書

三好市長 様

年 月 日

次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、審査の際、申請者の収入の状況等必要な情報を関係機関において調査確認することに同意します。

申請者	氏名	Ⓜ	生年月日	年 月 日
	住所			
	電話番号		対象者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 後見人 <input type="checkbox"/> 保佐・補助人 <input type="checkbox"/> 監督人
対象者 (成年被後見人等)	氏名		生年月日	年 月 日
	住所	施設等入所の有無 : 有 無		
	電話番号		後見等の類型	<input type="checkbox"/> 後見 <input type="checkbox"/> 保佐 <input type="checkbox"/> 補助
助成申請額	後見人等報酬 _____ 円 ※報酬付与の審判書に記載された額(対象者が一部を負担することができる場合は、その額を除いた額)と、月額上限額から算出した額を比較して、少ない方の額とする。			
申請理由	<input type="checkbox"/> 生活保護受給 <input type="checkbox"/> その他()			
添付書類	【共通】 <input type="checkbox"/> 報酬付与の審判書の写し <input type="checkbox"/> 施設等入所の事実及び期間が確認できる書類(施設入所者のみ) <input type="checkbox"/> 対象者の財産目録及び収支状況をまとめた書類 (家庭裁判所に提出した直近のもの) 【生活保護受給】 <input type="checkbox"/> 保護受給証明書 【生活保護受給以外】 <input type="checkbox"/> 対象者及びその属する世帯の収入・資産等申告書(別紙)及び疎明書類			

様式第3号(第11条関係)

収入・資産等申告書

世帯の状況	氏名	対象者との続柄	収入、預貯金等の状況	
			収入見込額	円 (申請日の属する年の見込額)
			預貯金等額	円 (申請日の属する月の初日における預貯金・有価証券等額)
			収入見込額	円 (申請日の属する年の見込額)
			預貯金等額	円 (申請日の属する月の初日における預貯金・有価証券等額)
			収入見込額	円 (申請日の属する年の見込額)
		預貯金等額	円 (申請日の属する月の初日における預貯金・有価証券等額)	
対象者の世帯の全員について 市民税(所得割を除く)の課税の有無			有	無
自宅など日常生活のために必要な資産以外の資産の有無			有	無
負担能力のある親族等による扶養の有無			有	無

※記入内容の疎明書類を添付してください。ただし、家庭裁判所に提出した直近の財産目録等により疎明できるものについては、この申告書改めて添付する必要はありません。

(例) 市民税非課税世帯であることが分かる資料

(所得証明書、介護保険料納入通知書等の写し)

最新の状態に記帳した預貯金通帳の写し

有価証券の写し 等

第 号
年 月 日

様

三好市長

三好市成年後見制度利用支援事業報酬助成決定通知書

年 月 日付けで申請のありました成年後見制度利用支援事業報酬助成金については、次のとおり決定しましたので通知します。

助成申請者氏名	
代理人氏名	
申請年月日	年 月 日
決定年月日	年 月 日
助成の種類	後見人等報酬
決定内容	承認・非承認
助成金額	円
非承認の理由	